

事業者の皆様

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 工事及び業務の対応等について（お知らせ）

習志野市

- 1 施工中の工事及び業務については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長について、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行います。
- 2 新型コロナウイルス感染症の罹患に伴い、現場の施工を継続することが困難と認められる場合においては、建設工事請負契約書第21条により、発注者より、工事の一時中止を指示することとなります。
- 3 新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者やその濃厚接触者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者から工期の見直し等の申し出があった場合は、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱います。
- 4 上記2及び3については、各発注担当課と速やかに協議するようお願いいたします。
- 5 上記1から4については、調査、設計、測量等の業務委託についても、同様の取扱いとします。

※新たな助成金制度が創設されました。

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金
国では、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、有給の休暇を取得させた企業や個人事業主に対し、助成金を支給します。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。